○国土交通省告示第五百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道４号改築工事（伊達拡幅・福島県伊達郡桑折町大字谷地字並松地内から同郡国見町大字藤田字一丁田二地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県伊達郡桑折町大字谷地字並松並びに大字北半田字古島、字六反田、字国重、字鍛治屋敷裏、字鍛治屋敷、字平沢田、字足ノ町西、字足ノ町、字堀ノ内、字間所、字堀ノ内北、字畑合、字下ノ原堀北及び字一本木東地内

福島県伊達郡国見町大字塚野目字下三本木及び字北寺田並びに大字藤田字中沢三、字日渡三、字日渡二、字日渡四、字藤田一、字藤田二、字皂林一、字八斗蒔、字大枝道一及び字一丁田二地内

２　使用の部分　福島県伊達郡桑折町大字北半田字古島、字国重、字鍛治屋敷裏、字鍛治屋敷、字平沢田、字足ノ町西、字堀ノ内、字間所、字堀ノ内北、字畑合、字下ノ原堀北及び字一本木東地内

福島県伊達郡国見町大字塚野目字下三本木及び字北寺田並びに大字藤田字中沢三、字日渡三、字日渡二、字日渡四、字藤田一、字藤田二、字皂林一、字八斗蒔、字大枝道一及び字一丁田二地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県伊達郡桑折町大字谷地字並松地内から同郡国見町大字藤田字日向三地内までの延長2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道４号改築工事（伊達拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道４号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、福島市、仙台市等を経由して青森市に至る延長約889kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、伊達郡国見町の既成市街地を通過していること及び高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の国見インターチェンジに近接していることから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成26年６月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、福島県伊達郡桑折町大字北半田字下ノ原堀北地内で18,272台／日であり、混雑度は1.51となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年12月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、トウキョウダルマガエル及びヤマメその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により影響が回避・軽減されるものと予測されている。なお、植物については重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、今後、福島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、伊達郡桑折町地内の区間については昭和33年１月16日、伊達郡国見町地内の区間については昭和37年３月７日に都市計画決定され、両区間について昭和56年４月21日に変更決定された都市計画と、路肩の幅員等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、国見町議会議長を会長とする福島県伊達郡町村議会議長会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。